

御船町プロモーション動画制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「御船町プロモーション動画制作業務」を委託するにあたり、業務全般に関して最も適切な企画力、技術力、実施体制、実績等をもった業者を公募型プロポーザルにより総合的に審査及び選定する手続きについて、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 目的

本町の特色を生かした内容の動画を制作し、御船町のPRを効果的に行うことにより、国内外からの企業立地を促進することを目的とする。

(2) 業務名

御船町プロモーション動画制作業務（以下「本業務」という。）

(3) 業務内容

御船町プロモーション動画制作業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり。

(4) 業務委託期間

委託契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

(5) 上限額（参考）

令和5年度予算額 4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※受託候補者として特定した場合は、別途、契約締結に係る交渉を行うため、この上限額での契約を約するものではない。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体による指名停止処分、又は入札参加資格取消処分を受けている者でないこと。

(4) 御船町暴力団排除条例（平成23年御船町条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員に該当しないほか、これらと関係を有していないこと。

(5) 国税、都道府県税及び市町村税において未納がない者であること。

(6) 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。

3 実施スケジュール

順	内容	期日等
1	広告、公募開始	令和5年7月26日(水)
2	参加申込書等の提出期限	令和5年8月8日(火)午後5時まで【必着】
3	質問書の受付期限	令和5年8月4日(金)午後5時まで【必着】
4	質問書の回答	令和5年8月7日(月)午後5時まで
5	企画提案書等の提出期限	令和5年8月21日(月)午後5時まで【必着】
6	一次選定(書類審査)	令和5年8月25日(金)【予定】
7	二次選定(プレゼンテーション)	令和5年9月5日(火)【予定】
8	選定結果通知	令和5年9月11日(月)【予定】
9	契約書の締結	令和5年9月中旬【予定】

4 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 会社概要(任意様式/A4判縦書き1枚程度)

※会社概要がわかるパンフレット等を添付すること

※自治体からの受託実績やコンクールの受賞歴等がある場合は特筆すること。

ウ 国税、都道府県税、市町村税等の納税証明書(写し可)

エ 登記事項証明書(写し可)

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

「12 問い合わせ・書類提出先」に記載する担当宛に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

(4) 提出期限

令和5年8月8日(火)午後5時まで【必着】

※持参の場合は土日祝日を除く開庁日のみ受け付ける。

※書類の不備による再提出及び修正を含む。

5 企画提案書等の提出

本実施要領及び別添仕様書等の各規定を踏まえて、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第2号)

イ 企業誘致に効果的なPR内容についての提案書

ウ 動画構成についての提案書

エ ナレーションについての提案書

※イ～エは、概要についてそれぞれA4判(任意様式)で作成すること。

頁数は自由とするが簡潔に示すこと。図面等はA3判でも可とするが、

A4サイズに折込み提出すること。

オ プロモーション動画制作業務仕様書(案)

※A4判(任意様式)で作成すること。頁数は自由とするが簡潔に示すこと。

カ 業務工程表(案)

※A4判(任意様式)で作成し基本的な取り組み方針及びスケジュール等を示すこと。頁数は自由とするが簡潔に示すこと。

キ 見積書

※A4判(任意様式)で作成し、内訳書を添付すること。

※「1 業務概要」に示す上限額の範囲で作成すること。

※見積書は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

ク 同種業務実績

※A4判(任意様式)で作成し、過去10年以内の同種業務実績を示すこと。

※契約金額の大きいものから順に5件を上限に記載すること。

※業務が完了していない契約については記載しないこと。

※件名、履行期間、履行概要、契約金額及び発注者を記載すること。

(2) 提出部数

正本：1部(代表者印押印のもの)

副本：10部(正本の写し)

※正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。

(3) 提出方法

「12 問い合わせ・書類提出先」に記載する担当宛に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。

(4) 提出期限

令和5年8月21日(月)午後5時まで【必着】

※持参の場合は土日祝日を除く開庁日のみ受け付ける。

※提出後の企画提案書等の追加及び変更は認めない。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書(様式第3号)

(2) 提出方法

「12 問い合わせ・書類提出先」に記載する担当あてに電子メールにて提出すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

(3) 受付期限

令和5年8月4日（金）午後5時まで【必着】

※電子メール送信後は、必ず電話確認を行うこと。

※質問書に対する回答は、令和5年8月7日（月）午後5時までに随時本町ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 選定方法等

(1) 選定方法

選定方法は一次選定と二次選定とし、受託候補者の選定は、御船町プロモーション動画制作業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、同委員会において審査基準書により総合的に審査のうえ、次により選定する。

(2) 一次選定

一次選定は事務局による書類審査とし、提出された参加申込書及び企画提案書等の書類を基に審査、採点し、上位3者を二次選定進出対象者として選定する。ただし、合計点数が規定の点数に満たない者は失格とする。

(3) 二次選定

二次選定は提出された企画提案書等の書類に基づき、「8 プレゼンテーション」のとおり行い、選定委員会において審査・採点する。一次選定及び二次選定の合計点数が最高得点を得た者を受託候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者として選定する。受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点者と交渉を行うものとする。ただし、合計点数が規定の点数に満たない者は失格とする。

(4) 選定結果の通知

一次選定終了後、企画提案書等を提出した全ての参加者に一次選定の結果を令和5年8月28日（月）【予定】までに電子メールで通知する。二次選定終了後、二次選定に参加した全ての参加者に二次選定の結果を令和5年9月11日（月）【予定】までに電子メールで通知する。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

日時：令和5年9月5日（火）【予定】※時間は未定

場所：御船町役場庁舎内【予定】

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションの所要時間は1者につき15分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、質疑応答の時間を設ける（10 分以内）。

ウ プレゼンテーションの出席者は1者につき3名以内とする。

（3）その他

ア プレゼンテーションは非公開とする。

イ プレゼンテーションは、「5（1）提出書類」で提出した資料のみを使用し、わかりやすく簡潔に行うこととする。

ウ 説明のスタイルは自由とするが、使用する機材は全て提案者が用意する。
ただし、プロジェクターとスクリーンは本町が用意する。

エ 開催時間等の詳細は一次選定後に電子メールで通知する。

9 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1） 前記「2 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

（2） 提出書類等に虚偽の記載をし、またはその他不正な行為をした場合

（3） 審査の公平性を害する行為があった場合

（4） 見積書の見積額（税込）が前記「1 業務概要」中、「上限額」を超えている場合

10 参加者の辞退

参加申込書を提出後、都合によりプロポーザルを辞退するときは、速やかに「12 問い合わせ・書類提出先」に記載の連絡先まで電話連絡のうえ、参加辞退届（様式第4号）を電子メールにより提出すること。また、電子メール送信後は、必ず電話確認を行うこと。

11 その他留意事項

（1） 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

（2） 提出された書類は返却しない。町で定める保存期限経過後に破棄する。

（3） 企画提案書等は、受託候補者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（4） 参加者は、本プロポーザルに係る全ての書類、またその内容等参加を通じて知り得た情報について本町の下承なく譲渡、公開することを禁じる。

（5） 郵便及び電子メール等の通信・配達事故については、本町はいかなる責任も負わない。

（6） 参加者は、本プロポーザルに係る著作権等第三者の権利にかかわるものの使用については、参加者の責任において処理すること。

（7） 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものではない。

（8） 本要領に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度協議のうえ決

定する。

12 問い合わせ・書類提出先

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町大字御船 995-1

御船町役場 商工観光課 企業誘致係

電話：096-282-1226

FAX：096-282-2803

Mail：kigyoyuchi@town.mifune.lg.jp